

○宇陀市公園条例施行規則

平成18年1月1日規則第136号

改正

平成19年5月24日規則第28号

平成21年3月27日規則第7号

平成22年9月30日規則第39号

平成23年7月20日規則第26号

平成24年3月31日規則第21号

平成28年3月31日規則第38号

平成28年11月21日規則第63号

平成31年2月28日規則第5号

令和2年2月14日規則第4号

宇陀市公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇陀市公園条例（平成18年宇陀市条例第176号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公園施設の設置又は管理の許可)

第2条 都市公園において公園施設を設置し、又は公園施設を管理しようとする者は、公園施設設置許可申請書（様式第1号）又は公園施設管理許可申請書（様式第2号）により市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の規定により公園施設の設置又は公園施設の管理を許可したときは、公園施設設置・管理許可書（様式第3号）を交付するものとする。

3 公園施設の設置又は公園施設の管理の許可を受けた事項の変更については、前2項の規定を準用する。

4 都市公園以外の公園に係る公園施設等の設置又は管理の許可については、前3項の規定の例による。

(休館日)

第3条 条例第10条第1項に規定する有料施設のうち、次の表に掲げるものの休館日は、次のとおりとする。

市立公園	有料施設	休館日
榛原フレンドパーク	施設棟ミーティングルーム 1・2	12月29日から翌年の1月3日までの日
心の森総合福祉公園	グラウンド・ゴルフ場	宇陀市心の森「多世代交流プラザ」条例施行規則（平成18年宇陀市規則第56号）第2条に規定する休館日

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を変更することができる。

（市立公園の利用許可）

第4条 条例第6条第1項又は第5項の規定により市立公園を利用しようとする者は、公園利用許可申請書（様式第4号）により市長の許可を受けなければならない。ただし、宇陀市公共施設予約システム管理運営規則（平成19年宇陀市規則第26号。以下「予約システム規則」という。）第6条第1項の規定による予約を行った場合は、同条第3項の規定による申請手続を行うことをもって、申請書を提出したものとみなす。

2 市長は、条例第6条第2項又は第5項の規定に係る利用の許可をしたときは、公園利用許可書（様式第5号）を交付するものとする。ただし、予約システム規則第6条第1項の規定による予約を行った場合は、予約システム規則第7条の施設利用許可書を交付するものとする。

3 利用の許可を受けた事項の変更については、前2項の規定を準用する。

（市立公園の占用許可）

第4条の2 条例第9条第1項及び第2項の規定により市立公園を占用しようとする者は、公園占用許可申請書（様式第6号）により市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、条例第9条第3項の規定により占用を許可したときは、公園占用許可書（様式第7号）を交付するものとする。

3 占用の許可を受けた事項の変更又は更新については、前2項の規定を準用する。

（有料施設の利用許可）

第5条 条例第10条第2項の規定により有料施設を利用しようとする者は、次の各号に掲げる有料施設に応じ当該各号に定める申請書により市長の許可を受けなければならない。ただし、予約システム規則第6条第1項の規定による予約を行った場合は、同条第3項の規定による申請手続を行うことをもって、申請書を提出したものとみなす。

- (1) 心の森総合福祉公園のグラウンド・ゴルフ場 心の森総合福祉公園グラウンド・ゴルフ場
利用許可申請書（様式第8号）
 - (2) 宇陀市東榛原市民農園の市民農園 市民農園利用許可申請書（様式第9号）
 - (3) 前2号に掲げる有料施設以外の有料施設 有料施設利用許可申請書（様式第10号）
- 2 前項本文の申請書は、心の森総合福祉公園のグラウンド・ゴルフ場を利用する場合は利用する日の3月前から7日前までに、市民農園を利用する場合は利用開始日の1月前から7日前までに提出しなければならない。
- 3 市長は、条例第10条第3項の規定により利用の許可をしたときは、有料施設利用許可書（様式第11号）を交付するものとする。ただし、予約システム規則第6条第1項の規定による予約を行った場合は、予約システム規則第7条の施設利用許可書を交付するものとする。
- 4 利用の許可を受けた事項の変更については、前3項の規定を準用する。

（市民農園において栽培できる作物）

第5条の2 条例第10条の2第1号の規則で定める作物は、単年生のそ菜及び花きとする。

（使用料の算定方法）

第6条 使用料の算定方法は、条例に定めるものを除き、次に定めるところによる。

- (1) 1件の使用料の額が100円未満の場合は100円とし、1件の使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を切り上げる。
- (2) 使用料の額が年を単位として定められている場合で、利用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、当該1年に満たない利用期間又は端数（以下「利用期間等」という。）に係る使用料の額は、次のとおりとする。
 - ア 利用期間等が10月に満たない場合 年額の10分の1に利用期間等の月数を乗じて得た額
 - イ 利用期間等が10月以上の場合 利用期間等を1年として計算した額
- (3) 使用料の額が月を単位として定められている場合で、利用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として算定する。
- (4) 使用料の額が日を単位として定められている場合で、利用期間が1日未満であるとき、又はその期間に1日未満の端数があるときは、1日として算定する。
- (5) 使用料の額がメートル又は平方メートルを単位として定められている場合で、長さ若しくは面積に、1メートル若しくは1平方メートル未満の端数があるときは、1メートル又は1平方メートルとして算定する。

（使用料等の減免手続）

第7条 市立公園を利用若しくは占用しようとする者又は有料施設を利用しようとする者が、条例第12条の規定により使用料等の減免を受けようとするときは、市長に公園使用料等減免申請書(様式第12号)又は有料施設使用料減免申請書(様式第13号)を提出しなければならない。ただし、市及び市の機関が使用料等の減免を受けようとするときは、この限りでない。

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第8条 条例第17条第1項の公示の期間は、公示の日から起算して14日間とする。

2 工作物等を保管した場合は、条例第17条第2項の規定により保管工作物等一覧簿(様式第14号)を市立公園の管理をする所管課(以下「所管課」という。)に備え付けるものとする。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第9条 条例第19条の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

2 市長は、前項の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、次に掲げる事項を所管課に掲示し、又はこれに準ずる適切な方法で公表しなければならない。

- (1) 当該工作物等の名称、種類、形状及び数量
- (2) 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
- (3) 当該競争入札の執行の日時及び場所
- (4) 契約条項の概要
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に前項各号に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない。

4 市長は、第1項ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(工作物等を返還する場合の手続)

第10条 工作物等を返還する場合は、条例第20条の規定により受領書(様式第15号)と引換えに返還するものとする。

2 工作物等を返還する場合は、工作物等の保管に係る費用の実費相当額について、当該工作物等の所有者等の負担とするものとする。

(工事等届)

第11条 条例第25条の規定による届出については、公園施設工事等届（様式第16号）により行うものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大字陀町都市公園条例施行規則（昭和45年大字陀町規則第1号）、菟田野町都市公園条例施行規則（昭和49年菟田野町規則第9号）、榛原町都市公園条例施行規則（昭和54年榛原町規則第5号）、榛原町農村公園管理規則（昭和55年榛原町規則第8号）又は榛原町立鳥見山公園管理事務所運営に関する規則（昭和55年榛原町規則第14号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

附 則（平成19年規則第28号）

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第39号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第21号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第38号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第63号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第5号）

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の宇陀市公園条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の宇陀市公園条例施行規則の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

(準備行為)

3 宇陀市東榛原市民農園の市民農園の利用申請の受付その他の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和2年規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）
様式第1号（第2条関係）

公園施設設置許可申請書

公園施設設置許可申請書・変更申請書

年　月　日

宇陀市長　　様

公園施設設置の許可を受けたいので申請します。

申 請 者	住　所		
	フリガナ		電話番号
	氏　名	印	
	職　業		
公　園　の　名　称			
設　置　する　公　園　施　設			
設　置　目　的			
設　置　期　間			
設　置　場　所			
公　園　施　設　の　構　造			
公　園　施　設　の　管　理　方　法			
工　事　実　施　の　方　法			
工事着手及び完了時期			
復　旧　方　法			
そ　の　他			

様式第2号（第2条関係）
様式第2号（第2条関係）

公園施設管理許可申請書

公園施設管理許可申請書・変更申請書

年　月　日

宇陀市長　　様

公園施設管理の許可を受けたいので申請します。

申 請 者	住　所		
	フリガナ		電話番号
	氏　名	(印)	
	職　業		
公　園　の　名　称			
管　理　する　公　園　施　設			
管　理　目　的			
管　理　期　間			
管　理　方　法			
そ　の　他			

様式第3号（第2条関係）

様式第3号（第2条関係）

公園施設設置・管理許可書

公園施設設置・管理許可書		許可番号 許可年月日 年 月 日
公園施設設置・管理を次により許可します。		
設置可 又は され られ た を者	住 所	
	氏 名	
公 園 の 名 称		
場 所 又 は 施 設 名		面積構造
目的及び内容		
利用又は管理の方法		
期 間		
使 用 料		

宇陀市長

印

許可条件

(教示)

この処分について不服があるときは、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に宇陀市長に対して審査請求することができます(なお、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分した日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

この処分の取消しの訴えは、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に宇陀市(訴訟において市を代表する者は宇陀市長となります。)を被告として提起することができます(なお、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分した日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受け取った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第4号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

公園利用許可申請書

公園利用許可申請書・変更申請書					
年　月　日					
宇陀市長　　様					
宇陀市公園条例第6条の規定により、市立公園を利用したいので申請します。					
申 請 者	住　所				
	団体名				
	フリガナ 氏　名	(署名の場合は、押印は不要です。)		印	電話番号
利用する公園の位置及び名称					
利　用　期　間	年　　月　　日	午前・午後	時　　分から	年　　月　　日	午前・午後　　時　　分まで
利　用　目　的					
利　用　内　容 (変更の場合は そ　の　理　由　)					

申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。

自己又は自己の団体の役員等は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しません。

- 事業から暴力団を排除するため、申請者に暴力団でない旨の誓約をお願いしています。
- この申請書に記載された内容は、奈良県桜井警察署に照会する場合がありますが、この申請書に記載された個人情報を、この事務の目的及びこの事業から暴力団を排除する目的以外には使用しません。

様式第5号（第4条関係）
様式第5号（第4条関係）

公園利用許可書（新規・変更）

許可番号
許可年月日 年 月 日

宇陀市公園条例第6条の規定により、市立公園の利用を次により許可します。

利用を 許可さ れた者	住 所						
	団 体 名						
	氏 名						
利用する公園の位置 及び名称							
利 用 期 間	年 年	月 月	日 日	午前・午後 午前・午後	時 時	分から 分まで	
利 用 目 的							
利 用 内 容							
使 用 料							

宇陀市長

印

許可条件

(教示)

この処分について不服があるときは、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に宇陀市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分した日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

この処分の取消しの訴えは、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に宇陀市(訴訟において市を代表する者は宇陀市長となります。)を被告として提起することができます(なお、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分した日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受け取った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第6号（第4条の2関係）

様式第6号（第4条の2関係）

公園占用許可申請書

公園占用許可申請書（変更・更新申請書）

年　月　日

宇陀市長　　様

宇陀市公園条例第9条の規定により、市立公園を占用したいので申請します。

申 請 者	住　所			
	法 人 名 等			
	フ リ ガ ナ			連絡担当者
	氏　名	(印)	(電話番号)	
占　用　目　的				
占　用　物　件 (　種　類　)				
占　用　物　件　の　数　量				
占　用　期　間　年　月　日から　年　月　日まで				
市　立　公　園　の 名　称　及　び　位　置				
占　用　方　法 及　び　位　置				
占　用　物　件　の 管　理　の　方　法				
工事実施の方法	直営	請負		
復　旧　の　方　法				

申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。

- 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しません。

- 1 事業から暴力団を排除するため、申請者に暴力団でない旨の誓約をお願いしています。
- 2 この申請書に記載された内容は、奈良県桜井警察署に照会する場合がありますが、この申請書に記載された個人情報を、この事務の目的及びこの事業から暴力団を排除する目的以外には使用しません。

様式第7号（第4条の2関係）

様式第7号（第4条の2関係）

公園占用許可書

公園占用許可書（新規・変更・更新）		許可番号 許可年月日	年　月　日
宇陀市公園条例第9条の規定により、市立公園の占用を次により許可します。			
占 用 れ を た 許 可 者	住　所		
	法人名等		
	氏　名		
占　用　目　的			
占　用　物　件 (種類)			
占用物件の数量			
占　用　期　間			
占　用　料			
市立公園の名称及び位置			
占　用　方　法 及　び　位　置			
占　用　物　件　の 管　理　の　方　法			
工事実施の方法			

宇陀市長

[印]

許可条件

(教示)

この処分について不服があるときは、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に宇陀市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分した日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しの訴えは、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に宇陀市（訴訟において市を代表する者は宇陀市長となります。）を被告として提起することができます（なお、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分した日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受け取った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第8号(第5条関係)

様式第8号(第5条関係)

心の森総合福祉公園グラウンド・ゴルフ場利用許可申請書・変更申請書

年 月 日

宇陀市長様

申請者 住所

(代表者) 氏名

印

電話番号

宇陀市公園条例第10条第2項の規定により、心の森総合福祉公園グラウンド・ゴルフ場を利用したいので申請します。

使用日時	年 月 日 (曜日)	午前・午後 時 分から		午前・午後 時 分まで	
		午前	午後		
使用目的 (大会等)	個人	<input type="checkbox"/> 市内在住 16歳未満及び65歳以上	人	100円 円	
		<input type="checkbox"/> 市内在住 一般	人	200円 円	
		<input type="checkbox"/> 市外在住 16歳未満及び65歳以上	人	200円 円	
		<input type="checkbox"/> 市外在住 一般	人	400円 円	
使用人数	団体	<input type="checkbox"/> 8ホール (午前9時~午後1時) <input type="checkbox"/> Aあきの <input type="checkbox"/> Bかぎろひ	3,000円	円	
		<input type="checkbox"/> 8ホール (午後1時~午後5時) <input type="checkbox"/> Aあきの <input type="checkbox"/> Bかぎろひ	3,000円	円	
		<input type="checkbox"/> 8ホール (午前9時~午後5時) <input type="checkbox"/> Aあきの <input type="checkbox"/> Bかぎろひ	6,000円	円	
		<input type="checkbox"/> 16ホール <input type="checkbox"/> 〔午前9時~午後1時〕 <input type="checkbox"/> 〔午後1時~午後5時〕	6,000円	円	
		<input type="checkbox"/> 16ホール	12,000円	円	
	団体	名	<input type="checkbox"/> 8ホール (午前9時~午後1時) <input type="checkbox"/> Aあきの <input type="checkbox"/> Bかぎろひ	6,000円	円
			<input type="checkbox"/> 8ホール (午後1時~午後5時) <input type="checkbox"/> Aあきの <input type="checkbox"/> Bかぎろひ	6,000円	円
			<input type="checkbox"/> 8ホール (午前9時~午後5時) <input type="checkbox"/> Aあきの <input type="checkbox"/> Bかぎろひ	12,000円	円
			<input type="checkbox"/> 16ホール <input type="checkbox"/> 〔午前9時~午後1時〕 <input type="checkbox"/> 〔午後1時~午後5時〕	12,000円	円
			<input type="checkbox"/> 16ホール	24,000円	円
用具借用申請	クラブ	100円 本	返却チェック		
	ボール	50円 個	返却チェック		
合 計				人 円	

申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。

自己又は自己の団体の役員等は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しません。

様式第9号（第5条関係）
様式第9号（第5条関係）

市民農園利用許可申請書・変更申請書

年　月　日

宇陀市長　　様

宇陀市公園条例第10条第2項の規定により、市民農園を利用したいので申請します。

申請者	住　所		
	フリガナ		電話番号
	氏　名	(印)	
利　用　期　間	年　月　日　から	年　月　日　まで	
利　用　内　容 (変更の場合はその理由)			

申請に当たっては、次の内容を確認の上、□に○を記入してください。

- 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しません。

様式第10号（第5条関係）
様式第10号（第5条関係）

有料施設利用許可申請書・変更申請書

年　月　日

宇陀市長　　様

宇陀市公園条例第10条第2項の規定により、有料施設を利用したいので申請します。

申請者	住 所					
	団体名					
	フリガナ				電話番号	
	氏 名				印	
利用する公園の施設						
利 用 期 間	年	月	日	午前・午後	時	分から
	年	月	日	午前・午後	時	分まで
利 用 目 的						
利 用 内 容 (変更の場合はその理由)						

申請に当たっては、次の内容を確認の上、□に○を記入してください。

- 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しません。

様式第11号（第5条関係）

様式第11号（第5条関係）

有料施設利用許可書（新規・変更）

許可番号

許可年月日 年 月 日

宇陀市公園条例第10条第3項の規定により、有料施設の利用を次により許可します。

利用を 許可さ れた者	住 所						
	団 体 名						
	氏 名						
利用する有料施設							
利 用 期 間	年 年	月 月	日 日	午前・午後 午前・午後	時 時	分から 分まで	
利 用 目 的							
利 用 内 容							
使 用 料							

宇 陀 市 長

印

許可条件

(教示)

この処分について不服があるときは、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に宇陀市長に対して審査請求することができます(なお、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分した日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができないくなります。)。

この処分の取消しの訴えは、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に宇陀市(訴訟において市を代表する者は宇陀市長となります。)を被告として提起することができます(なお、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分した日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受け取った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第12号（第7条関係）
様式第12号（第7条関係）

公園使用料等減免申請書

年　月　日

宇陀市長　　様

申請者　住所

団体名

(代表者名)

氏名

印

電話番号　(　　)　—

宇陀市公園条例第12条の規定により、下記のとおり市立公園の
使用料等の減免を申請します。

利用又は占用 目的	
利用日時又は 占用期間	年　月　日　(　　)　曜日から
	年　月　日　(　　)　曜日まで
	午（前・後）　　時　　分　から
	午（前・後）　　時　　分　まで
利用人数	人
利用公園（施設）	
減免を申請 する理由	
備　考	
※市役所記入欄	※減免前の使用料又は占用料（　　円）
	※当該申請について、 使用料又は占用料を（免除・　　円に減額） する。
	※減免理由
	<input type="checkbox"/> 減免の対象となる諸団体 <input type="checkbox"/> 減免の対象となる地域性に考慮した団体 <input type="checkbox"/> その他（　　）

様式第13号（第7条関係）
様式第13号（第7条関係）

有料施設使用料減免申請書

年 月 日

宇陀市長 様

申請者 住所

団体名

(代表者名)

氏名

印

電話番号 () -

宇陀市公園条例第12条の規定により、下記のとおり有料施設の使用料の減免を申請します。

利用目的	
利用日時	年 月 日 () 曜日 午(前・後) 時 分 から 午(前・後) 時 分 まで
利用人数	人
利用有料施設	
減免を申請する理由	
備考	
※市役所記入欄	※減免前の使用料 (円) ※当該申請について、 使用料を (免除 ・ 円に減額) する。 ※減免理由 <input type="checkbox"/> 減免の対象となる市民の生涯学習に寄与する社会教育団体 <input type="checkbox"/> 減免の対象となる諸団体 <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第14号（第8条関係）
様式第14号（第8条関係）

保管工作物等一覧簿								
整理番号	保管した工作物等			保管した工作物等が放置されていた場所	除却した日時	保管を始めた日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	形 状	数 量					

様式第15号（第10条関係）
様式第15号（第10条関係）

受領書	
年 月 日	
宇陀市長	様
返還を受けた者 住 所 氏 名	(印)
(署名の場合は、押印は不要です。)	
次のとおり工作物等（現金）の返還を受けました。	
返還を受けた日時	
返還を受けた場所	
返還を受けた工作物等	整理番号
	名称又は種類
	形 状
	数 量
(返還を受けた金額)	

様式第16号（第11条関係）
様式第16号（第11条関係）

公園施設工事等届

年　月　日 宇陀市長　　様		申 請 者	住　所
フリガナ			
氏　名	印		
電話番号			
公園の名称			
届出区分	<input type="checkbox"/> 公園施設設置工事完了 <input type="checkbox"/> 公園占用の廃止 <input type="checkbox"/> 公園占用工事完了 <input type="checkbox"/> 公園の原状回復 <input type="checkbox"/> 公園施設設置の廃止 <input type="checkbox"/> 監督処分に伴う工事完了 <input type="checkbox"/> 公園施設管理の廃止 <input type="checkbox"/> 公園構成土地、物件権利変動		
公園施設又は 占用物名			
廃止又は原状 回復の理由			
原状回復の方法			
監督処分により 命ぜられた工事 の内容			
工事着手及び 完了年月日	着工　　年　月　日	完了　　年　月　日	
権利変動の相手 方	住所 氏名		
既に受けた許可 の年月日及び指 令番号	年　月　日		

(注) 公園構成土地物件の権利変動に係る届けについては、権利の移転を証明する書類
(登記簿、謄本等) を添付してください。